

平成20年度第21回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年2月5日（木）午前10時00分～午前11時38分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の採用選考について

報告第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の受験申込状況について

その他 平成21年度職員採用試験の実施計画について

協議等事項

（1）当面の人事委員会規則及び通知の改正予定について

（2）平成20年（措）第2号～第1,156号事案に係る判定について

（3）統括参事官、地域統括参事官及びセンター長の職の設置について

（4）平成21年の説明会・相談会の予定について

5 会議の公開・非公開

議案第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

（1）議案第1号

職員の採用選考について事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

（2）報告第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の受験申込状況について、事務局が説明した。

【説明】

- ① 申込期間
1月7日（水）～1月21日（水）

- ② 申込状況

職種	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	申込競争率 (B/A)
警察事務	4名程度	162(76)名	40.5倍

※表中の（ ）は女性の内数

- ③ 試験日程

第1次試験	試験日	2月7日（土）
	試験会場	県庁講堂、県警察本部庁舎会議室
	試験種目	教養試験（多肢選択式）
	合格者発表	2月18日（水）（予定）
第2次試験	試験日	3月2日（月）（予定）
	試験会場	県警察本部庁舎会議室
	試験種目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表	3月中旬（予定）

- ④ 採用予定時期
平成21年4月1日

(3) その他

平成21年度職員採用試験の実施計画について、事務局が説明した。

【説明】

別途、それぞれの採用試験の実施決定については議案として付議し、詳細を含めて決定していただくが、募集活動にあたり日程等の計画を決めて広報していきたい。

- ① 日程について

試験の種類	職種等	受付期間	第1次試験		第2次試験		
			試験日	発表日	試験日	発表日	
県職員	大卒程度	事務等	5/15～6/1	6/28	7/3	7/27～31	8/12
	短卒程度	(未定)	8/7～8/24	9/27	10/2	10/21～23	11/11
	高卒程度	一般事務	8/7～8/24	9/27	10/2	10/21～23	11/11
		警察事務				10/20	
		一般事務(身障)	8/7～8/24	9/20	10/2	10/20	10/30
	(追加)	9/1～9/17	10/18	10/30	11/17～19	12/1	
警察官	警察官A(1回目)		3/27～4/20	5/10	5/19	6/15～16	7/3
	警察官A(2回目)		8/7～8/24	9/20	10/2	10/26～27	11/20
	警察官B		8/7～8/24	9/20	10/2	10/28～29	11/20

- ② 募集職種及び採用予定者数について

ア 警察官A(1回目)は2月中旬に決定

- イ 県職員（大学卒業程度）は4月下旬に決定
- ウ 県職員（短大、高校卒業程度）、警察官A（2回目）及び警察官Bは7月上旬に決定
※その他追加試験実施が必要な場合についてはその都度決定

③ 昨年度との主な変更点

- ア 県職員（大学卒業程度）の試験会場に大阪会場を追加
例年、受験者数の多い関西圏在住の受験者の負担軽減のため、現行の試験会場（鳥取、米子、東京）に加え、新たに大阪会場を追加する

- イ 警察官Aの試験日程の変更

優秀な人材の早期確保を図るため、従来、7月と11月に実施していた警察官Aの第1次試験実施時期を、5月と9月に変更する。

- ウ 警察職員（警察官、警察事務）の論(作)文試験の実施日程の変更

試験日程の短縮のため、従来、第2次試験において、第1次試験合格者のみを対象に行っていた論(作)文試験を、第1次試験日に全受験者を対象に実施する。ただし、評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）

（当該変更により、第2次試験の試験日程が3日から2日に短縮される。）

【質 疑】

委 員

受験者が増加することも予想されるが、そうなった場合に対応は可能か。

事務局

会場は余裕を持って確保している。

(4) 協議等事項

- ① 当面の人事委員会規則及び通知の改正予定について、事務局が説明した。

【説 明】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正が行われたが、実際に運用していくためには人事委員会規則や通知の改正が必要となる。施行は4月1日だが、個々の職員や所属への周知のために早めに改正を行い、円滑な実施を図りたいので、次回の人事委員会において、正式に決定していただきたい。

規則・通知改正案（勤務時間関係）

1 年次有給休暇

年次有給休暇の取得単位及び年次有給休暇を時間単位で取得した場合の日単位への換算方法については変更しない。

① 取得単位

1日又は1時間

（但し育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員等にあつては1時間）
（勤務時間規則第14条第1項及び第2項、県費負担教職員勤務時間規則第13条第1項及び第2項）

② 時間単位で取得した年次有給休暇の日単位への換算

「1日当たりの平均勤務時間数」をもって1日に換算する。

（勤務時間規則第14条第3項、県費負担教職員勤務時間規則第13条第3項、勤務時間規則運用通

知第7第2項、県費負担教職員勤務時間規則第6第2項)

$$\text{※「1日当たりの平均勤務時間数」} = \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数}}{1 \text{ 週間当たりの勤務日}} \quad (\text{現行；端数切上げ})$$

短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数について、計算式を維持しつつ勤務時間短縮後に付与日数が現行付与日数よりも減となることを防ぐため、計算式上の端数処理の方法を変更

(勤務時間規則第12条第1項、県費負担教職員勤務時間規則第11条第1項、勤務時間規則運用通知第7第2項、県費負担教職員勤務時間規則第6第2項)

③ 短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数 (通年ベース)

《現行計算式》

$$\text{付与日数} = 160 \text{ 時間} \times \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数}}{40} \div \frac{\text{平均勤務時間数 (端数切上)}}{1 \text{ 週間当たりの勤務日}}$$

… 計算結果に端数を生じた場合、平均勤務時間により時間に換算。

《改正後 (案)》

$$\text{付与日数} = 155 \text{ 時間} \times \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数}}{38.75} \div \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数}}{1 \text{ 週間当たりの勤務日}}$$

… 計算結果に端数は生じず、現行の付与日数を維持できる。

【主な勤務パターンについての付与日数】

勤務形態		パターン	平均勤務時間数 (端数切上)	年休付与日数 (通年ベース)
通常勤務	(改正前)	8時間×5日	8時間	20日
	改正後	7時間45分×5日	8時間	20日
短時間勤務 (育児短時間)	(改正前)	4時間×5日	4時間	20日
	改正後	3時間55分×5日	4時間	20日
	(改正前)	5時間×5日	5時間	20日
	改正後	4時間55分×5日	5時間	20日
	(改正前)	8時間×3日	8時間	12日
	改正後	7時間45分×3日	8時間	12日
	(改正前)	8時間×2日 4時間×1日	7時間	11日と3時間
	改正後	7時間45分×2日 3時間55分×1日	7時間	12日

④ 年の途中で短時間勤務職員として新規に採用された場合の採用年における付与日数
(勤務時間規則運用通知第7第5項、県費負担教職員勤務時間規則運用通知第6第5項)

⑤ 年の途中で勤務形態が変更になる場合の当該年における付与日数
(勤務時間規則第12条の2、県費負担教職員第11条の2)

→ ③と同様、端数処理の方法を変更することにより、付与日数が現行よりも減となることを防ぐ。

2 勤務時間の割振り

1 回の勤務に割り振られる勤務時間の上限を 16 時間から 15 時間 30 分に改正

特別の勤務形態により勤務する必要がある職員の 1 回の勤務に割り振られる勤務時間の上限を改正
(勤務時間規則第 2 条第 1 項及び第 2 項、県費負担勤務時間規則第 2 条第 1 項及び第 2 項、育児休業規則第 12 条 2 項)

裁量により勤務する 1 号任期付研究員の勤務時間が割り振られ、勤務したとみなされる人事委員会
が定める時間帯を改正

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間帯に改正
(任期付研究員の採用等に関する条例施行規則第 11 条第 1 項)

規則改正案 (給与関係)

1 時間外勤務手当の計算等

(1) 時間外勤務手当

週休日の振替え等を行った場合、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した場合として時間外
勤務手当が支給される時間について改正

週休日の振替え等を行った場合、25/100 の区分で時間外勤務手当を支給される時間について、短縮
後の勤務時間を反映したものに改正する。
(給与支給規則第 19 条の 3 第 1 項)

- ① 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間のうち 7 時間 45 分を超える
時間
- ② 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の 1 週間の正規の勤務時間のうち当初に割り
振られていた 1 週間の正規の勤務時間 (当該勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合は 38 時間 45
分、…) を超える時間
- ③ 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の割振り単位期間における正規の勤務時間の
うち当初に割り振られていた正規の勤務時間 (当該勤務時間が 38 時間 45 分に当該割振り単位期間
内の週の数を乗じて得た時間数に満たない場合にあっては当該乗じて得た時間数、…) を超える
時間

(2) 時間単価 (勤務 1 時間当たりの給与額)

短時間勤務職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出に当たって、月額給与の時間額に加算する日額
特勤額の計算にかかる規定を改正

- ① 短時間勤務職員の月額給与の時間額に日額特勤額を加算する場合は、正規の勤務時間が割り振ら
れた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日
における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の当該手当を除く。
(給与支給規則第 23 条第 3 項)
- ② 短時間勤務職員の月額給与の時間額に加算する場合、当該日によって定められた特殊勤務手当の

額を7.75で除した額とする。
(給与支給規則第23条第4項)

2 手当関係

条例上宿日直手当の支給要件となる「執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるもの」について、勤務時間短縮後の半日勤務時間の割り振り変更の単位（3時間45分又は4時間）を考慮し、改正を行う

執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定める日を、執務時間が午前8時30分から午後零時15分又は午後零時30分までと定められている日及びこれに相当する日とする。
(宿日直手当規則第3条第2項)

3 勤務時間の特例延長職員の給与上の処遇

勤務時間短縮後に短時間勤務職員が勤務時間を特例的に延長された場合にあつては、勤務時間に応じて割り落としを行う手当の額、時間単価の計算において祝日見合いとして分母から除算する時間数については人事委員会が別に定める規定を新設

- ① 管理職手当（管理職手当規則第3条）
- ② 特殊勤務手当（特殊勤務手当規則第4条第1項）
- ③ 義務教育等教員特別手当（義務教育等教員特別手当規則第4条）
- ④ 勤務1時間当たりの給与額の算出（給与支給規則第23条第2項）

【質 疑】

委 員

年次有給休暇は時間単位で取得した方が得になるのか。

事務局

1日単位で取得すれば1日は7時間45分だが、時間単位で取得すれば8時間をもって1日とすることになる。

- ② 平成20年（措）第2号～第1，156号事案に係る判定について、事務局が説明した。
- ③ 統括参事官、地域統括参事官及びセンター長の職の設置について、事務局が説明した。
- ④ 平成21年の説明会・相談会の予定について、事務局が説明した。

【説 明】

(人事委員会が主催する説明会)

内容	日時	会場	対象者
3月 高校生対象の「オープン県庁」 (県庁・警察の仕事説明&施設見学会)	3/27(金) 10:00～16:00 (受付10:15～)	県庁、警察本部	高校生(高専含む) 保護者・教員の同伴可

8月 「県職員」「警察官」の仕事説明会	8月中旬(予定)	県庁、警察本部	県・警察の仕事に関心のある方 (受験対象の年齢の範囲内)
12月 「県職員」「警察官」の仕事説明会	12月下旬(予定)	県庁、警察本部	県・警察の仕事に関心のある方 (受験対象の年齢の範囲内)

※ 詳しい内容は人事委員会のホームページ、メールマガジンなどでお知らせします。

(人事委員会が参加する相談会など)

内容	日時	会場	対象者	備考
2月 早稲田大学 学内企業説明会「地方祭り」	2/6(金) 14:00～17:30	早稲田大学 国際会議場 3階	早稲田大学の学生 (全学部・全学年対象)	早稲田大学キャリアセンター主催
2月 鳥取県UJIターンBig相談会	2/11(水・祝) 10:30～16:15	大阪駅前第3ビル 19階 経営支援プラザUMEDA 大阪産業大学セミナールーム	UJIターン就職希望者	(財)ふるさと鳥取県定住機構主催
3月 広島大学企業セミナー	3/5(木) 10:00～11:30	広島大学 第155・157・159講義室	広島大学の学生 (H22年春卒業予定者)	広島大学キャリアセンター主催
3月 とっとり企業ガイダンス (東京会場)	3/8(日) 13:00～16:00	新宿センタービル 51階 新宿サンスカイルーム	H22年春卒業予定者 UJIターン就職希望者	(財)ふるさと鳥取県定住機構主催
3月 とっとり企業ガイダンス (大阪会場)	3/11(水) 13:00～16:30	大阪新阪急ホテル 2階 紫の間	H22年春卒業予定者 UJIターン就職希望者	(財)ふるさと鳥取県定住機構主催
5月 とっとり就職フェア2009 (東部・中部・西部会場)	5月(予定)	鳥取市、倉吉市、米子市	H22年春卒業予定者 就職希望者	(財)ふるさと鳥取県定住機構主催

※ 人事委員会事務局職員が相談コーナーなどで相談に応じるものです。

※ 詳しい内容は主催者のホームページなどでご確認ください。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年2月18日(水)午前10時00分から開催することとした。